

議案第 23 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年 9 月三
宅町条例第 47 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 30 年 3 月 6 日提出
三宅町長 森 田 浩 司

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年三宅町
条例第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

別表中「5 0」を「5 1」とし、「4 9 要保護児童対策地域協議会委員」の次に次
のように加える。

区分	報酬額	費用弁償額				
		鉄道賃	船賃	航空賃	車賃 1km につき	宿泊料 1 夜につ き
50 公募型プロポ ーザル等審査委 員						
	日額 3,000 円	〃	〃	〃	〃	〃

附 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日より施行する。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（昭和31年9月三宅町条例第47号）

改正後							現 行								
別表							別表								
区分	報酬額	費用弁償額					区分	報酬額	費用弁償額						
		鉄道賃	船賃	航空賃	車賃 1kmに つき	宿泊料 1夜に つき			鉄道賃	船賃	航空賃	車賃 1kmに つき	宿泊料 1夜に つき		
1 教育委員会 委員							1 教育委員会 委員								
委員	月 額 20,000 円	職員の 例によ る	職員の 例によ る	職員の 例によ る	職員の 例によ る	10,900 円	委員	月 額 20,000 円	職員の 例によ る	職員の 例によ る	職員の 例によ る	職員の 例によ る	10,900 円		
2～48 (略)							2～48 (略)								
49 要保護児 童対策地域 協議会委員							49 要保護児 童対策地域 協議会委員								
	日額 3,000 円	"	"	"	"	"		日額 3,000 円	"	"	"	"	"	"	"
50 公募型プ ロポーザル 等審査委員							50 その他の 委員								
	日額 3,000 円	"	"	"	"	"	日額 3,000 円以内で任命権 者が町長と協議して定める 額	"	"	"	"	"	"	"	"
51 その他の 委員															
日額 3,000 円以内で任命権 者が町長と協議して定める 額		"	"	"	"	"									